

「大阪府における スクールロイヤー制度の内容と 実践状況」

2019年12月

大阪弁護士会

弁護士 渡 邊 徹

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

1

自己紹介

弁護士 渡邊徹（わたなべ とおる）

大阪弁護士会（51期）

弁護士法人淀屋橋・山上合同所属

- 大阪弁護士会子どもの権利委員会（H30年度委員長）
- 日弁連子どもの権利委員会委員（幹事）
- 大阪府教育委員会スクールロイヤー
- 大阪狭山市スクールロイヤー
- 複数の市のいじめ問題対策委員会委員
- 複数の市教育委員会、私立学校法人の顧問等

1 制度の沿革・根拠

- H11 (1999) 年 T P C (教育サポートセンター) 設立 (2004年N P O化)
- H14 (2002) 年 大阪府教育委員会 (現大阪府教育庁) 「子どもサポートグループ」
- H23 (2011) 年秋～ S L制度が実験的にスタート
- **H25 (2013) 年4月1日～** ワーキング委員会発足 (正式にS L制度活用)

(根拠) 「いじめ対策支援事業費」における専門家の活用に関する要項

- H30.4～ 府立高校でもスタート

2 定義

➤ (大阪府の) **スクールロイヤー**とは；

①学校だけでは対応困難な事象ないしこの程度には至らないものの紛争予防の観点から弁護士による事前の支援が必要と思料される事象に対して，

②「子どもの最善の利益」を守ることを目的とし，

③ (ア) 学校教育についての深い理解・知識をもって，
(イ) 法的視点のみならず福祉的視点，学校臨床の視点等も総合的に考慮し，

④「学校教育の場」における紛争解決を担う弁護士をいう。

※各自治体の顧問弁護士とは別

3 活動内容

- いじめ事案等の早期解決を図るため、関係機関と連携した支援やその予防に向けた助言等を行う
(要項第3条) ～ただし、活動自体はいじめ事案に限られていない。
- 小中；大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生徒指導グループ（旧大阪府教育委員会小中学校課生徒指導グループ）が主幹
- 高校；大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ
- →現在**11名**（SL 9 名，SLSV 2 名）
- 小中は7地区（豊能，三島，北河内，中河内，南河内，泉北，泉南）をそれぞれ担当

2 相談内容

- **年間100件前後**（大阪府教育庁担当者による）
- 学校，教育委員会からの相談
- いじめ
- 少年非行，暴力行為
- 保護者対応
- 虐待
- 不登校
- 部活動，地域との関係，費用未納
等多岐にわたる

相談方法

→学校が「スクールロイヤー相談カード（希望調査票）」を府教委に提出，教育委員会でSLへの相談の要否を判断

- ✓ 直接，校長，教頭，生活指導等が法律事務所で面談，あるいは電話，メール等でSLと相談
- ✓ また，緊急性がなければ定期的に行われる教育相談会（各担当地域の府民センターへSLが赴く）でSLと相談

3 その他の活用事例

- 教育相談会（年数回）
- 生徒指導主事研修会（年1回程度）
～小中学校生徒指導体制推進事業における希望者対象研修会（専門家連携）
- スクールロイヤー活用事例集の発行
- 教職員や子ども向けの研修

4 運用の留意点

□前提となる考え方

- ① 何よりも子どもを権利の主体ととらえる
（「子どもの最善の利益」がニーズの中心）

➤ 実際は保護者（親）との理解の共有が困難（今日的課題）

- ② 教育の場には司法（法律）は謙抑的に発動されるべき

➤ 「法的解決（法的責任の追及）」は子どもに悪影響を与えるケースも